

NAGOYA学生キャンパス「ナゴ校」 設置に関する定め

平成24年 4月28日 施行

平成26年 4月 1日 一部改正

平成29年 3月 1日 一部改正

平成31年 4月 1日 一部改正

令和 2年 4月 1日 全部改正

名古屋市（以下、「市」という。）は、市内に大学・短期大学・専門学校をはじめとする高等教育機関が集積する、全国でも大学・学生の多い都市である。

その一方で、少子化の進行や都市間競争の激化による圏域外への流出などにより、今後学生数が減少することが懸念されており、都市の活力や魅力を維持・向上させていくことが喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、市は、平成28年3月に「若い世代が、学び、遊び、働けるまち」を実現し、学生から選ばれるまちづくりをすすめるため、大学、地域、企業、行政が互いに共有し一体となって取り組む基本目標や、その方向性を定めた「学生タウンなごや推進ビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定した。

このビジョンに基づき、市は、個性豊かで行動力のある学生をまちづくりのパートナーと位置づけるとともに、大学・企業・地域・行政と連携し共に力を合わせることによって「学生タウンなごや」を推進し、名古屋が将来にわたって魅力と活力あふれるまちとなるよう取り組みを進めていくこととする。

第1章 総則

（NAGOYA学生キャンパス「ナゴ校」の設置）

第1条 学生と社会（企業・地域・大学・行政）をつなぐプラットフォームとして、NAGOYA学生キャンパス「ナゴ校」（以下、「ナゴ校」という。）を設置する。

(活動の基本方針)

第2条 ナゴ校における学生の活動（以下、「学生活動」という。）は、学生の自由な発想に基づき、学生自らが主体的に行動することを基本方針とする。

2 学生活動は、ビジョンに基づき、名古屋の魅力と活力向上等に寄与するものとする。

3 学生活動において、以下の各号に示す行為をしてはならない。

(1) 宗教的活動（ただし、地域に根付いた催事を除く）

(2) 政治的活動

(3) その他、公序良俗に反する活動

(市の役割)

第3条 市は、学生活動を促進するため、以下の支援を行う。

(1) 市との連携相談・調整

(2) 学生向け情報の提供

(3) 情報発信協力

(4) その他市が必要と認める事項

第2章 NAGOYA学生キャンパス「ナゴ校」

(参加資格)

第4条 次の各号のいずれにも該当する場合は、ナゴ校における活動団体（以下、「活動団体」という。）としての登録を受けることができる。

(1) 市内を中心として活動する学生団体であること。

(2) 団体の代表者が学生であること。

(3) 構成員の過半数が愛知県内の大学、短期大学及び専門学校に在学中又は名古屋市出身の学生であること。

(4) 名古屋の魅力づくり・魅力発信、地域の活性化、社会貢献など学生タウンなごやの推進に寄与する活動を主目的としていること。

(5) 営利目的の活動でないこと。

(6) 特定の政治・宗教活動を目的とする活動でないこと。

(7) 構成員に、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がないこと、又は同条第1号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

(8) 法令及び公序良俗等に反する行為を行うものでないこと。

（参加申込）

第5条 参加申込をする学生団体は、市が指定する参加申込書に、参加者名簿を添えて提出しなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、前項のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（登録）

第6条 市は、前条の申込みをした団体が第4条に規定する参加資格に適合すると認めるときは、活動団体として登録し、団体登録証により通知するものとする。

（登録の期間）

第7条 活動団体の登録の有効期間は、前条に規定する登録日の属する年度の末日までとする。

（登録内容の変更）

第8条 活動団体は、第5条第1項の参加申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに市へ届出なければならない。

（登録の抹消）

第9条 活動団体は、登録の抹消を求めようとするときは、市へ申し出るものとする。

（登録の取消し）

第10条 市は、活動団体が第4条各号に該当しなくなったとき又は第5条に基づき提出した書類の記載内容に虚偽が判明したときは、登録を抹消することができる。

（団体登録証の返還）

第11条 活動団体は、第9条による申し出を行ったとき又は前条による

登録の取消しを受けたときは、団体登録証をただちに返還しなければならない。

(活動報告等)

第12条 活動団体は、年1回、活動状況を報告するために、市が定める期限までに活動報告書を市へ提出しなければならない。この場合において、市は活動団体に対し、活動報告書の内容について説明を求めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市は、必要があると認めるときに、活動団体に対し、団体の状況及び活動内容について報告又は説明を求めることができる。

第3章 その他

第13条 活動団体の活動は、当該団体の責任において実施するものである。

第14条 本定めのほか、市は必要な事項について別途定めることができる。

附 則

この定めは、令和2年4月1日より施行する。